

						呼出専用受信機		ができる無線設備
(略)	(略)	(略)						

注1 いずれかの無線設備とする。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備は、当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域がインマルサット船舶地球局の通信範囲内のみのもの（短期間のみ当該通信範囲を超えて航行する船舶であって総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が当該通信範囲内のみを航行する船舶として取り扱うことを認めるものを含む。）の場合に限り、選択することができる。

注2・3 (略)

注4 いずれかの無線設備とする。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型の無線設備は当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域がインマルサット船舶地球局の通信範囲内のみのもの（短期間のみ当該通信範囲を超えて航行する船舶であって総合通信局長が当該通信範囲内のみを航行する船舶として取り扱うことを認めるものを含む。）の場合に限り、当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる無線設備は当該義務船舶局等のある船舶の航行区域が近海区域とされているものであって総

						呼出専用受信機		ができる無線設備
(略)	(略)	(略)						

注1 いずれかの無線設備とする。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型 又はインマルサットB型 の無線設備は、当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域がインマルサット船舶地球局の通信範囲内のみのもの（短期間のみ当該通信範囲を超えて航行する船舶であって総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）が当該通信範囲内のみを航行する船舶として取り扱うことを認めるものを含む。）の場合に限り、選択することができる。

注2・3 (略)

注4 いずれかの無線設備とする。ただし、インマルサット船舶地球局のインマルサットC型 又はインマルサットB型 の無線設備は当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域がインマルサット船舶地球局の通信範囲内のみのもの（短期間のみ当該通信範囲を超えて航行する船舶であって総合通信局長が当該通信範囲内のみを航行する船舶として取り扱うことを認めるものを含む。）の場合に限り、当該義務船舶局等のある船舶の航行する海域に応じて当該船舶を運航するために必要な陸上との間の通信を行うことができる無線設備は当該義務船舶局等のある船舶の航行区域が近海区域とされ

合通信局長が特に認めるものの場合に限り、選択することができる。

注5～7 (略)

ているものであって総合通信局長が特に認めるものの場合に限り、選択することができる。

注5～7 (略)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請しているインマルサットB型の無線設備については、この告示による改正後の規定にかかわらず、平成二十八年十二月三十一日までは、なお従前の例による。